

都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務及び 都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員 派遣業務委託仕様書

I. 共通事項

1 業務名

本業務の名称は、次のとおりとする。

- (1) 都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託
- (2) 都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託

2 業務の目的

本業務は、都留市における外国語活動及び外国語科（以下「英語活動等」という。）並びに国際理解教育の充実を図るため、都留市立小中学校（以下「学校」という。）に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を、また市内の保育園（所）及び認定こども園（以下「保育園等」という。）に外国人指導員を配置し、幼児期から中学校段階までの発達段階に応じた継続的な英語活動等及び国際理解教育を推進することを目的とする。

3 契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、関係通知及び都留市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示を遵守しなければならない。

特に、労働関係法令、出入国管理関係法令及び個人情報保護関係法令並びに児童生徒及び幼児の安全確保に係る各種法令等を遵守すること。

5 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を総括する責任者を置き、教育委員会との連絡調整を一元的に行うこと。
- (2) 受託者は、学校及び保育園等（以下「関係施設」という。）からの要望、相談、苦情等に迅速かつ適切に対応する体制を整えること。
- (3) 受託者は、派遣する ALT 及び外国人指導員に対し、服務規律、接遇、安全管理、守秘義務等について必要な指導を行うこと。

- (4) 受託者は、派遣する ALT 及び外国人指導員の労務管理、健康管理及び就労資格の確認を適切に行うこと。
- (5) 受託者は、都留市における幼保小中の学びの連続性を意識し、ALT 及び外国人指導員の連携が図られる体制を整えること。

6 代替対応等

- (1) 受託者は、ALT 又は外国人指導員が疾病、事故その他の理由により業務に従事できない場合は、教育委員会及び関係施設に速やかに報告し、必要な対応を行うこと。
- (2) 受託者は、業務に支障が生じないように、必要に応じて代替要員を確保すること。
- (3) ALT 又は外国人指導員の交代に当たっては、業務の継続性が損なわれないよう、十分な引継ぎを行うこと。

7 研修

- (1) 受託者は、派遣前に、業務遂行に必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施すること。
- (2) 受託者は、派遣後も定期的に研修を実施し、指導力、コミュニケーション能力、安全配慮能力等の向上を図ること。
- (3) 研修内容には、少なくとも次の事項を含むこと。
 - ア 日本の学校教育及び就学前教育・保育の概要
 - イ 都留市の教育方針及び本業務の目的
 - ウ 児童生徒及び幼児への接し方
 - エ 安全管理、事故防止及び緊急時対応
 - オ 個人情報保護及び守秘義務
 - カ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。)の趣旨を踏まえた児童生徒及び幼児の安全確保及び性暴力防止
 - キ ハラスメント防止
 - ク 関係法令の遵守

8 安全管理及び事故対応

- (1) 受託者は、業務実施中の事故防止に努めること。
- (2) 事故、災害、トラブル等が発生した場合は、受託者の責任において迅速かつ適切に対応し、直ちに教育委員会及び関係施設に報告すること。
- (3) 受託者は、必要な保険への加入その他業務遂行上必要な措置を講ずること。

9 報告

- (1) 受託者は、定期的に業務実施状況、課題、改善提案等を取りまとめ、教育委員会に報告すること。
- (2) 受託者は、教育委員会が求めるときは、業務実施状況を報告しなければならない。
- (3) 事故、苦情その他重要事項が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告すること。

1 0 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 受託者及びその従事者は、本業務により知り得た個人情報及び秘密を他に漏らしはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に必要な措置を講ずること。

1 1 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、教育委員会と受託者が協議の上、定めるものとする。

II.都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託

1 目的

学校において、英語活動等及び国際理解教育の充実を図るため、ALT を活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成及び異文化に対する理解を深めることを目的とする。

2 配置人数

配置人数は、次のとおりとする。

- (1) 専従 4 名
- (2) 外国人指導員との兼務 3 名

3 派遣先

各 ALT の派遣先は、教育委員会が指定する学校とし、派遣の対象となる学校は、別表 1 のとおりとする。

4 業務内容

ALT の業務内容は、主として次に掲げるものとする。

- (1) 英語活動等及び国際理解教育における指導補助
- (2) 担当教員との授業内容、指導方法、教材等に関する事前打合せ

- (3) 教材、教具、ワークシートその他授業に必要な資料の作成補助
- (4) 発音、会話、表現活動、スピーチ、プレゼンテーション等に関する指導補助
- (5) 試験、パフォーマンステストその他評価活動の補助
- (6) 英語検定等の資格取得に向けた児童生徒への支援
- (7) 学校行事、課外活動等における教育的活動への協力
- (8) 教員に対する授業改善に資する情報提供及び助言
- (9) 幼保小中接続を意識した連携事業への協力
- (10) その他、教育委員会又は学校長が必要と認め、受託者と協議の上実施する業務

5 ALT の要件

ALT は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又はこれと同等以上の英語運用能力を有する者
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又はこれと同等の学識経験を有する者
- (3) 日本国内において適法に就労できる在留資格その他必要な資格を有する者
- (4) 学校における外国語指導経験を有する者又は受託者の研修により同等の指導力を有すると認められる者
- (5) 学習指導要領及び学校教育の趣旨を理解し、それに沿った対応ができる者
- (6) 教員との打合せ及び日常業務に支障のない日本語能力又は円滑な意思疎通能力を有する者
- (7) 児童生徒との良好な関係を築く資質を有する者
- (8) 服務規律を遵守し、教育現場にふさわしい言動ができる者
- (9) 犯罪歴その他児童生徒と関わる業務に従事するに当たり不適切な事情がない者
- (10) こども性暴力防止法その他関係法令に基づく確認に対応できる者
- (11) 外国人指導員を兼務する者については、当該業務に従事するために必要な在留資格その他必要な条件を満たす者

6 就業日、就業時間等

- (1) 就業日は、原則として月曜日から金曜日までとする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、学校の休業日その他教育委員会又は学校が指定する日は、原則として休業日とする。ただし、学校行事等により必要がある場合は、この限りでない。
- (3) 就業時間は、原則として午前 8 時から午後 5 時までの間で、1 週間当たり 35 時間以内とする。
- (4) 年間就業日数は、概ね 205 日を基準とし、詳細は教育委員会と受託者が協議の上、別途定める。ただし、外国人指導員を兼務する者については、概ね 240 日を基準とし、詳細は教育委員会と受託者が協議の上、別途定める。

7 留意事項

- (1) ALT は、学校の教育方針、服務規律及び安全管理上の指示を尊重し、教員と連携して業務を行うこと。
- (2) 受託者は、ALT が学校現場に円滑に適応できるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 受託者は、各 ALT 間の情報共有及び教育委員会との連携の機会を確保すること。

Ⅲ.都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託

1 目的

保育園等に外国人指導員を派遣し、幼児が日常生活や遊びの中で自然に英語や異文化に触れる機会を創出することで、英語に親しむ態度及び国際感覚の基礎を育むとともに、幼保小中の学びの連続性を意識した英語活動の充実を図ることを目的とする。

2 配置人数

配置人数は、次のとおりとする。

- (1)専従 2名
- (2)ALT との兼務 3名

3 派遣先

派遣先は、教育委員会が指定する保育園等とし、対象となる保育園等は別表 2 に掲げる施設のうち本事業を実施する保育園等とする。

4 業務内容

外国人指導員の業務内容は、主として次に掲げるものとする。

- (1) 歌や手遊び、絵本、チャンツ、ゲームその他の活動を通じて、幼児が英語に親しむことができる活動の実施
- (2) 遊びや日常生活の中で、英語及び異文化に触れる機会の提供
- (3) 幼児の発達段階に応じた体験的な英語活動の企画及び実施
- (4) 保育園等の職員との事前打合せ及び活動内容の調整
- (5) 幼児向け教材、資料等の作成
- (6) 保育園等及び教育委員会に対する、英語活動に関する助言及び提案
- (7) 幼保小中の学びの連続性を意識した小学校等との連携事業への協力
- (8) 保育園等の行事等への協力

- (9) その他、教育委員会又は保育園等の長が必要と認め、受託者と協議の上実施する業務

5 外国人指導員の要件

外国人指導員は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又はこれと同等以上の英語運用能力を有する者
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又はこれと同等の学識経験を有する者
- (3) 日本国内において適法に就労できる在留資格その他必要な資格を有する者
- (4) 幼児若しくは児童に対する英語指導経験を有する者又は受託者の研修等により同等の能力を有すると認められる者
- (5) 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の趣旨を理解し、それに沿った活動ができる者
- (6) 保育園等の職員との打合せ及び日常業務に支障のない日本語能力又は円滑な意思疎通能力を有する者
- (7) 幼児との良好な関係を築く資質を有する者
- (8) 服務規律を遵守し、保育園等にふさわしい言動ができる者
- (9) 犯罪歴その他幼児と関わる業務に従事するに当たり不適切な事情がない者
- (10) こども性暴力防止法その他関係法令に基づく確認に対応できる者

6 就業日、就業時間等

- (1) 就業日は、原則として月曜日から金曜日までとする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、各保育園等の休業日その他教育委員会又は各保育園等が指定する日は、原則として休業日とする。ただし、行事等により必要がある場合は、この限りでない。
- (3) 就業時間は、原則として午前8時から午後5時までの間で、1週間当たり35時間以内とする。
- (4) 年間配置日数は、指導員1名当たり概ね240日を基準とし、詳細は教育委員会と受託者が協議の上、別途定める。

7 留意事項

- (1) 外国人指導員は、保育園等職員と連携し、各保育園等の教育・保育方針に沿って活動すること。
- (2) 外国人指導員は、幼児の安全確保を最優先とし、保育園等の指示を尊重して業務を行うこと。
- (3) 活動は、幼児に過度な学習負担を課すことなく、楽しさや親しみやすさを重視し

て実施すること。

- (4) 受託者は、受託者が派遣する外国人指導員及び都留市が別に雇用する外国人指導員並びにALTとの相互連携、情報共有その他必要な連携の機会を設け、都留市における幼保小中の学びの連続性を踏まえた英語活動の充実に努めること。

別表1 都留市立小中学校一覧

名称	位置
谷村第一小学校	都留市上谷 1-1-2
谷村第二小学校	都留市法能 923
東桂小学校	都留市桂町 796-1
宝小学校	都留市大幡 1143
禾生第一小学校	都留市古川渡 553
禾生第二小学校	都留市小形山 753
都留第一中学校	都留市大野 52-5
都留第二中学校	都留市四日市場 750
東桂中学校	都留市桂町 840

別表2 市内保育園（所）・認定こども園一覧

名称	施設区分	位置
宝保育所	公立保育所	都留市大幡 1539
長生保育園	私立幼保連携型認定こども園	都留市下谷 2954-3
東陽保育園	私立幼保連携型認定こども園	都留市古川渡 655
三吉保育園	私立保育所	都留市法能 866
境保育園	私立幼保連携型認定こども園	都留市境 129-2
川茂保育園	私立保育所型認定こども園	都留市川茂 172-1
さくら保育園	私立保育所	都留市田野倉 1324-2
東桂保育園	私立保育所型認定こども園	都留市桂町 1239-1
ひまわり幼稚園	私立幼稚園型認定こども園	都留市つる 2-3-23
青藍幼稚園	私立幼稚園型認定こども園	都留市上谷 3-6-30
開地保育園	私立幼保連携型認定こども園	都留市小野 623